

(趣旨)

第1条 この規程は、水洗化の普及を図り、地域の環境衛生の向上に寄与するため、市民の申請に基づき、私道に公共下水道を布設すること（以下「布設」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用の制限)

第2条 この規程は、公共下水道管理者が下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、処理区域の告示をした日から起算して3年を経過した処理区域内の私道には適用しない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(用語の意義)

第3条 この規程において「私道」とは、敷地の全部又は一部が私人の所有に属し、現に日常生活の用に供されている道路で、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路をいう。ただし、公社、公団、社宅等の敷地内通路を除く。

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語の意義は、下水道法第2条の規定による用語の意義の例による。

(布設することができる私道の基準及び条件)

第4条 この規程を適用して布設することができる私道の基準は、その一端が公道に接しており、かつ、幅員が1.5メートル以上であって、次の各号に掲げる条件を満しているものでなければならない。

- (1) 当該公共下水道に汚水を排除すべき建築物の戸数（共同住宅にあつては、当該共同住宅の棟数を単位とする。）が2戸以上であり、かつ、布設後その全戸が、速やかに排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化（し尿浄化槽の切替を含む。）をすることが明らかであること。
- (2) 当該私道敷の所有者及び権利者（制限物権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）の全員が布設を承諾していること。
- (3) 当該私道敷の所有者及び権利者が、市税及び公共下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- (4) 当該私道敷の使用期間が当該公共下水道の用途廃止までであり、かつ、使用料が無償であ

ること。

(5) 当該私道敷について、布設に伴う補償及び買取請求がないこと。

(6) 当該私道敷の上に、工作物を設置しないこと。

(7) 当該私道敷の所有権を第三者に譲渡し、当該私道敷に制限物権その他の権利を設定し、又はこれらの権利を譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に対し、当該私道敷の所有者の責において、布設部分の使用権を受け継がせる旨の確約が得られていること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、布設に際し、申請者並びに当該私道敷の所有者及び権利者の全面的な協力が得られ、かつ支障となる条件等が付されないこと。

2 管理者は、前項に掲げる基準にかかわらず、公益上特に必要と認める私道については、同項第1号から第8号までの条件を満しており、かつ、公共下水道の維持管理が可能な場合に限り、次条に規定する手続きを経た後、布設することができる。

(申請)

第5条 申請者は、代表者を定め、公共下水道布設申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公共下水道布設申請者名簿（様式第2号）

(2) 私道の平面図及び土地所有者の区画図（様式第3号）

(3) 公共下水道布設承諾書（様式第4号）

(4) 私道敷使用貸借契約書（様式第5号）

(5) 私道敷に係る登記事項説明書の写し

(6) 私道敷の所有者の印鑑証明書

(7) 私道敷の所有者及び権利者が、市税を滞納していない旨の証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(可否の決定)

第6条 管理者は、申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、予算の範囲内において布設の可否を決定するものとする。

2 前項の決定をしたときは、公共下水道布設決定通知書（様式第6号）又は公共下水道布設申請却下通知書（様式第7号）により、速やかに代表者に通知するものとする。

(道路の復旧)

第7条 布設に係る道路の復旧は、原則として原形復旧とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。

(維持管理)

第8条 この規程の適用を受けて布設された公共下水道については、管理者が維持管理するものとし、当該公共下水道に汚水を排除する者は、当該公共下水道が常に良好な機能を保持できるよう、管理者に協力しなければならない。

(届出の義務)

第9条 申請者は、この規程の適用を受けて布設された公共下水道の維持管理の円滑な実施を図るため、申請書及び申請書に添付した書類の記載事項に変更があったときは、変更届(様式第8号)により速やかに管理者に届出なければならない。

(細則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年4月1日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年6月1日水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年4月1日水管規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

公共下水道布設申請書

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

代表者

住所_____

氏名_____ (※)

(※)本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

電話_____

私道への公共下水道布設に関する規程第 5 条第 1 項の規定により、伊丹市_____番地他地先の私道に公共下水道を布設していただきたく、必要書類を添付のうえ申請いたします。

なお、別添公共下水道布設申請者名簿に署名している水洗化希望者（居住及び家屋の所有者）は、この申請に係る公共下水道布設に際し、下記の事項を遵守するとともに、工事施工上支障となる条件等を付さないことを申し添えます。

記

1. 当該公共下水道布設完了後、速やかに排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化（し尿浄化槽の切替を含む。）の工事を行います。
2. 排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化の工事は、伊丹市排水設備指定工事店において施工します。
3. 当該公共下水道布設の工事中においては、私道を通行して出入する車両の車庫用地は、申請者で確保します。

4. 当該公共下水道布設工事の掘削箇所における私道の復旧は、原形復旧で構いません。
5. 当該公共下水道布設工事による営業等の補償請求はいたしません。
6. 当該公共下水道布設工事の着工日までに、私道上の植栽等工事に支障のあるものは撤去します。
7. し尿浄化槽の撤去（仮設便所の設置を含む。）は、申請者の費用と責任において実施します。
8. 当該公共下水道布設工事に際し、全面的な協力をします。
9. 当該公共下水道布設工事中又は工事完了後、申請に係る工事による派生的な損害については、申請者において解決し、市には一切迷惑を掛けません。
10. 市が布設した公共下水道管等の施設の維持管理については、常に良好な機能が保持できるよう協力します。
11. 申請者及び申請者に添付した書類の記載事項の変更があったときは、速やかにその旨を書類にて伊丹市下水道事業管理者に届出します。
12. その他、申請書提出後における市の調査によって、市が付する当該公共下水道布設工事の施工上必要な条件については、市の指示に従います。

〔添付書類〕

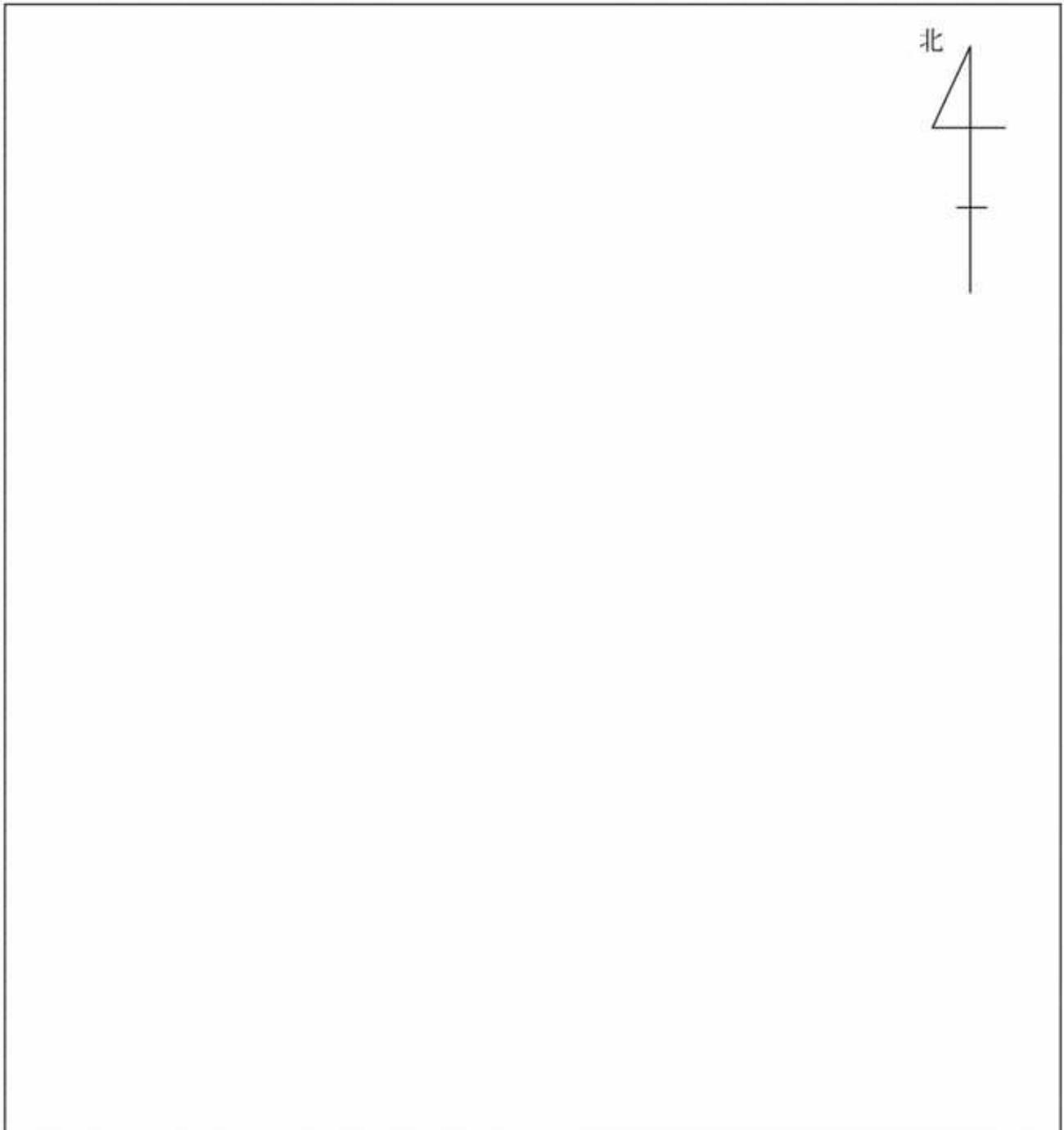
1. 公共下水道布設申請者名簿（居住者・家屋所有者）……………様式第2号
2. 私道の平面図及び土地所有者の区画図……………様式第3号
3. 公共下水道布設承諾書（私道敷所有者）……………様式第4号
4. 私道敷使用賃貸借契約書2通（市と私道敷所有者用）……………様式第5号
5. 私道敷に係る登記簿謄本の写し1通（私道敷所有者）
6. 私道敷所有者の印鑑証明書1通（発行日から3ヶ月以内）
7. その他、公共下水道管理者が必要と認める書類

公共下水道布設申請者名簿 No.

一連 番号	申請者	住 所	氏 名	区画 番号
	家屋の 所有者	伊丹市		
	土地の 所有者			
	家屋の 所有者	伊丹市		
	土地の 所有者			
	家屋の 所有者	伊丹市		
	土地の 所有者			
	家屋の 所有者	伊丹市		
	土地の 所有者			
	家屋の 所有者	伊丹市		
	土地の 所有者			
	家屋の 所有者	伊丹市		
	土地の 所有者			

(注) 区画番号は、「私道の平面図及び土地所有者の区画图」に記入した番号（様式第3号の土地所有者区画の番号）と同一の番号を書いて下さい。

私道の平面図及び土地所有者の区画図



(注) 土地所有者の区画図に，番号を記入してください。(様式第4号の区画番号と一致させて下さい。)

公共下水道布設承諾書 No.

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

私の所有地 伊丹市.....番地他に下記の条件で、公共下水道を布設することを承諾します。

住 所	氏 名 (※)	区画番号

(※)本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

記

1. 土地の使用料 無償（別途私道敷使用賃借契約書を締結します。）
2. 上記の土地の所有権（抵当権を含む）を他に譲渡した場合は、その譲り受け人に対し、譲り渡し人の責において、承諾内容を承継させ、市に迷惑がかからないようにします。

私道敷使用貸借契約書

伊丹市上下水道局（以下「甲」という。）と.....（以下「乙」という。）とは、乙が所有する私道敷の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち次に掲げる部分（以下「土地」という。）を公共下水道布設用地として、甲に無償で貸し付ける。

実
印

所在地 伊丹市.....
物件の表示 土地（地目.....）
貸付面積m²の下水道施設部分

第2条 土地の使用貸借期間は、公共下水道敷としての用途を廃止するまでとする。

2 用途を廃止する事由が乙にある時、私道敷の下水道管は乙の責において、処分するものとする。

第3条 乙が、土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地について制限物権その他の権利を設定し、もしくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙は譲受人その他新たに権利を取得することになる者に対し、乙の責において、この契約に基づき乙が負う甲に土地を使用収益させる義務を承継させ、又は甲が有する土地の使用収益権を承認させ、当該権利の行使に支障を生じせさせてはならない。

2 乙は、前項に該当する事由が生じたときには、速やかにその旨を甲に申し出るとともに甲が命じる必要な措置をとらなければならない

第4条 乙は、土地の上に工作物を設置してはならない。

第5条 乙は、土地に布設された公共下水道に、甲が当該土地以外の地区の下水道管を連結しても、何等の異議を申し立てないものとする。

第6条 甲は、土地を公共下水道用地以外の目的に使用してはならない。

第7条 乙は、その所有する私道敷について、甲に対し、公共下水道布設に伴う補償及び買取請求を行わないものとする。

第8条 前各条に記載の無い事項その他この契約に疑義が生じた事項があるときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする

年 月 日

(甲) 伊丹市上下水道事業管理者

(乙)
.....

提出書類

私道敷使用賃借契約書 2部（実印2箇所）

添付書類

印鑑証明書

代表者事項証明書

土地登記簿謄本

地積測量図

字限図

下水道法第16条申請許可書類一式写し

公共下水道布設決定通知書

第 号
年 月 日

代表者

様

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日付で申請のあった私道には、下記の条件を付けて公共下水道を布設することに決定しましたので通知します。

記

1. 布設場所 伊丹市

2. 着工予定日 年 月 日

3. 完了予定日 年 月 日

4. 布設条件

- 1) 申請書に署名された方は、一日も早く排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化（し尿浄化槽の切替を含む）の工事（以下「排水設備工事等」という）をしていただくことが必要なため、年 月 日までに上下水道局 課に排水設備新設等確認申請書を提出してください。
- 2) 排水設備工事等は、伊丹市排水設備指定工事店に施工させてください。
- 3) 当該公共下水道布設の工事は車輛通行止となりますので私道を通行して出入りする自動車の車庫用地は、申請者での費用と責任において確保してください。
- 4) 当該公共下水道布設工事の掘削箇所における私道の復旧は、原形復旧とします。
- 5) 当該公共下水道布設工事による営業補償等はいたしません。
- 6) 当該公共下水道布設工事の着工予定日までに、私道の植栽等、工事に支障のあるものは撤去して下さい。
- 7) し尿浄化槽の撤去（仮設便所の設置を含む）は、申請者の費用と責任において実施してください。
- 8) 当該公共下水道布設工事に際し、全面的な協力をしてください。
- 9) 当該公共下水道布設工事については、十分な注意を持って施工しますが、工事中又は工事完了後において申請に係る工事の派生的な損害については市は責任を負いません。
- 10) 市が布設した公共下水等の施設の維持管理については、常に良好な機能が保持できるよう協力してください。
- 11) 申請書及び申請書に添付した書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を書類にて伊丹市上下水道事業管理者に提出してください。

様式第7号

公共下水道布設申請却下通知書

第 年 月 日 号

代表者

様

伊丹市上下水道事業管理者

年 月 日付で申請のあった私道への公共下水道布設については、次の理由により今回は希望に応じられませんので、お知らせします。

記

1. 理 由

2. その他

変 更 届

年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者 様

住所.....
氏名.....(※)

(※)本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

次のとおり変更がありましたので、お届けします。

なお、この変更によって生じる問題は、全て私の責において処理することを、念のため申し添えます。

記

新	旧